

岩手県告示第703号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を廃止し、及び字の区域を新たに画する旨
一戸町長から届出があった。

平成22年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 廃止する区域

二戸郡一戸町小繫字西田子530の1

2 新たに画する区域

二戸郡一戸町奥中山字西田子を新たに画する区域

従来の二戸郡一戸町小繫字西田子530の1

備考 関係図面は、一戸町役場に備えておいて縦覧に供する。